株主の皆さまへ

大阪府吹田市豊津町9番1号 株式会社 **リーソン** 代表取締役 社長執行役員 新 浪 剛

第27回定時株主総会 決議ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。 さて、本日開催の当社第27回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告及び決議されましたので、 ご通知申し上げます。

敬具

記 …

報告事項

第27期(平成13年3月1日から平成14年2月28日まで)営業報告書、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

本件は、上記計算書類の内容についてご報告申し上げました。 (内容の概略につきましては、同封の第27期事業報告書をご覧ください。)

決 議 事 項

第1号議案 第27期利益処分案承認の件

本議案は、原案のとおり承認可決され、利益配当金は1株につき21円と決定いたしました。 これにより、通期の配当金は41円と、前期に比べ6円の増配となりました。

第2号議案 自己株式取得の件

本議案は、原案のとおり承認可決され、次期定時株主総会終結の時までに、当社普通株式700万株、取得価額の総額280億円を限度して取得することができるようになりました。

第3号議案 定款一部変更の件

本議案は、原案のとおり承認可決されました。なお、変更後の定款は後記に添付のとおりでございます。

第4号議案 取締役8名選任の件

本議案は、原案のとおり承認可決され、取締役に藤原謙次、青木輝夫、田邊栄一、田坂広志の 4氏が再選され、新たに新浪 剛、中島純也、奥谷禮子、小島順彦の4氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第5号議案 監査役1名選任の件

本議案は、原案のとおり承認可決され、監査役に鈴木貞夫氏が再選され、就任いたしました。

第6号議案 当社の取締役、執行役員及び管理職の地位にある使用人に対し、 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

本議案は、原案のとおり承認可決され、当社の取締役、執行役員及び管理職の地位にある使用 人680名に対し、新株予約権4,000個を無償で発行できるようになりました。

第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本議案は、原案のとおり承認可決され、退任及び辞任された取締役16名に対し、総額472,720,000 円の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、各氏に対する具体的金額、贈呈の時期、方法等 は取締役会に一任されました。

役員人事について

本総会終了後の取締役会及び監査役の互選により、当社の経営体制は次のとおりとなりました。

| 代 | 表 | 取 | 締 | 役 | 藤 | 原 | 謙 | 次 | 会長 |
|---|---|---|---|---|----|----|---|---|--------------------------|
| 代 | 表 | 取 | 締 | 役 | 新 | 浪 | | 剛 | 社長執行役員 |
| 取 | | 締 | | 役 | 青 | 木 | 輝 | 夫 | 専務執行役員 |
| 取 | | 締 | | 役 | 田 | 邊 | 栄 | _ | 常務執行役員 |
| 取 | | 締 | | 役 | 中 | 島 | 純 | 也 | 常務執行役員 |
| 取 | | 締 | | 役 | 田 | 坂 | 広 | 志 | 多摩大学・大学院教授 |
| 取 | | 締 | | 役 | 奥 | 谷 | 禮 | 子 | (株)ザ・アール 代表取締役社長 |
| 取 | | 締 | | 役 | 小 | 島 | 順 | 彦 | 三菱商事㈱ 代表取締役副社長執行役員 |
| 常 | 勤 | 監 | 查 | 役 | 児 | 島 | 政 | 明 | |
| 常 | 勤 | 監 | 查 | 役 | 鈴 | 木 | 貞 | 夫 | |
| 監 | | 查 | | 役 | 地頭 | 頁所 | 五 | 男 | 流通科学大学商学部教授 |
| 監 | | 查 | | 役 | 真 | 田 | 佳 | 幸 | 三菱商事(株) 新機能事業グループコントローラー |
| | | | | | | | | | |

なお、平成14年6月1日付をもって当社の執行役員は次のとおりとなります。

| 社 | 長幸 | 丸 彳 | 亍 役 | 員 | 新 | 浪 | | 剛 | |
|---|----|-----|-----|---|----|---|---|---|------------------------------|
| 専 | 務幸 | 丸 彳 | 亍 役 | 員 | 青 | 木 | 輝 | 夫 | 事業開発本部長 |
| 常 | 務幸 | 丸 彳 | 亍 役 | 員 | 田 | 邊 | 栄 | _ | コーポレートステーション ディレクター |
| 常 | 務幸 | 丸 彳 | 亍 役 | 員 | 中 | 島 | 純 | 也 | 総務ステーション ディレクター |
| 常 | 務幸 | 丸 彳 | 亍 役 | 員 | 長名 | 川 | | 進 | ITステーション ディレクター |
| 常 | 務幸 | 丸 彳 | 亍 役 | 員 | 山 | 﨑 | 勝 | 彦 | FCサポートステーション ディレクター |
| 執 | 行 | | 役 | 員 | 山 | Ш | 健 | 次 | 監査ステーション ディレクター |
| 執 | 行 | | 役 | 員 | 清 | 田 | | 滋 | (株)ローソン・シーエス・カード 代表取締役社長 |
| 執 | 行 | | 役 | 員 | 奥 | 田 | _ | 郎 | エリア競合対策トレイン ディレクター |
| 執 | 行 | | 役 | 員 | 落 | 合 | | 勇 | 上海華聯罗森有限公司 総経理 |
| 執 | 行 | | 役 | 員 | 篠 | 崎 | 良 | 夫 | 運営本部長 |
| 執 | 行 | | 役 | 員 | 鈴 | 木 | 清 | 晃 | ライフサポート開発トレイン ディレクター |
| 執 | 行 | | 役 | 員 | 野 | 林 | 定 | 行 | CSファーストトレイン ディレクター |
| 執 | 行 | | 役 | 員 | 芝 | | 正 | _ | 財務経理ステーション ディレクター |
| 執 | 行 | | 役 | 員 | Ш | 村 | 隆 | 利 | 商品・物流本部長 |
| 執 | 行 | | 役 | 員 | 浅 | 野 | | 学 | 店舗開発本部長 |
| 執 | 行 | | 役 | 員 | _ | 井 | 義 | 光 | 商品・物流本部本部長補佐 兼 SCM・品質管理担当 |
| 執 | 行 | | 役 | 員 | 岡 | 田 | | 稔 | (株)ローソンチケット 代表取締役社長 |
| 執 | 行 | | 役 | 員 | 岸 | 本 | 丞 | 介 | ㈱ローソン・エイティエム・ネットワークス 代表取締役社長 |
| | | | | | | | | | |

変更後の定款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、株式会社ローソンと称する。また英文では、LAWSON, INC.と表示する。

(目 的)

- 第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - 食料品、日用雑貨品、衣料品、家具製品、寝具、電気製品、写真機械器具材料、石油製品、運動用具、玩具、化粧品、医療用具、医薬部外品及び医薬品の販売
 - 2. 時計、眼鏡、貴金属、宝石の販売業
 - 3. 全酒類、塩、米、煙草、喫煙具の販売業
 - 4. 切手、葉書、収入印紙の販売業
 - 5. 楽器、レコード、ビデオテープ、コンパクトディスク、レーザーディスクの 販売業
 - 6. 雑誌、書籍、新聞、美術品の販売業
 - 7. 種子、球根、植物、動物、飼料、肥料の販売業
 - 8. 自動車、自動二輪車、自転車の販売業
 - 9. コンピューター、コンピューターソフトウェアの販売業
 - 10. カタログ通信販売業
 - 11. 宅配便、クリーニング及びチケット販売等の委託取次業
 - 12. 景品引換券の販売業
 - 13. 公共料金等の収納代行業及び集金代行業
 - 14. 広告代理業、一般旅行業、国内旅行業、旅行代理店業、印刷出版業及び駐車 場の経営
 - 15. 生命保険募集及び損害保険代理店業並びに損害保険会社に対する特定証券業 務の委託の斡旋及び支援
 - 16. 商品棚卸請負業
 - 17. 貨物輸送事業
 - 18. 不動産、動産、店舗設備及び什器備品の賃貸・売買及び修理に関する業
 - 19. 建築並びに土木の設計監理及び施工
 - 20. 融資及び融資の斡旋に関する業並びにクレジットカード業
 - 21. 情報処理サービス業、情報提供サービス業及び電気通信事業法に基づく電気 通信事業
 - 22. 当せん金付証票法に基づく当せん金付証票の売捌
 - 23. フランチャイズチェーンシステムによるコンビニエンスストアの経営に関する技術援助・指導・研究・研修・広告宣伝並びに印刷物の発行
 - 24. 各種情報流通システムのコンサルティング業
 - 25. 現金自動預入支払機の導入、設置及びそれらに係る事務委任業務
 - 26. 前 1 号から12号までの商品に関する問屋業、卸売業、賃貸業及び輸出入業
 - 27. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を大阪府吹田市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行する株式の総数)

第 5 条 当会社の発行する株式の総数は412,300,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。

(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行)

第 6 条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

当会社は、1単元の株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)の数を表示した株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。

(名義書換代理人)

第 7 条 当会社は、株式及び新株予約権につき名義書換代理人を置く。

名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)並びに新株予約権原簿 は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式及び新株予約権の名義書換、 質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、単元未満株式の買取請 求の取扱い等、株式及び新株予約権に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わ せ、当会社においてはこれを取り扱わない。

(基 準 日)

第 8 条 当会社は、毎決算期日現在の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その期の定時株主総会において株主の権利を行使することのできる株主とする。

なお、前記の他必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、 一定の日現在の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録質権者を もって、その権利を行使することのできる株主又は質権者とする。

(株式取扱規則)

第 9 条 当会社の株券の種類並びに株式の名義書換、新株予約権の名義書換、その他株 式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料等は、取締役会で定める株式取扱規 則による。

第3章 株主総会

(株主総会招集の時期及び開催場所)

第 10 条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時 株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

株主総会は、大阪府吹田市もしくはその隣接地のほか、東京都千代田区、港区、中央区又は品川区においても招集することができる。

(株主総会の招集及び議長)

第 11 条 株主総会は、取締役会の決議に基づき招集し、あらかじめ取締役会が定める取締役が議長となる。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会が定める順序に従って、他の取締役がこれに当たる。

(株主総会の決議方法)

第 12 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の 議決権の過半数をもってする。

(議決権の代理行使)

第 13 条 株主がその議決権の行使を委任することができる代理人は、当会社の議決権を 有する他の株主とする。ただし、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総 会毎に会社に差し出さなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の数)

第 14 条 当会社の取締役は3名以上11名以内とする。

(取締役の選任)

第 15 条 取締役は、株主総会で選任し、その決議には、総株主の議決権の3分の1以上 を有する株主の出席を必要とする。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 16 条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の 時までとする。

補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了すべき時までとする。

増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時 までとする。

(代表取締役)

第 17 条 取締役会の決議をもって、代表取締役を選任する。

(取締役会招集の通知)

第 18 条 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会規程)

第 19 条 取締役会に関する事項については、法令及び本定款に定めあるもののほか、取 締役会で定める取締役会規程による。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の数)

第 20 条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第 21 条 監査役は、株主総会で選任し、その決議には、総株主の議決権の3分の1以上 を有する株主の出席を必要とする。

(監査役の任期)

第 22 条 監査役の任期は、就任後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の 時までとする。

補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤監査役)

第 23 条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。

(監査役会招集の通知)

第 24 条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会規程)

第 25 条 監査役会に関する事項については、法令及び本定款に定めあるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。

第6章 執行役員

(執行役員)

第 26 条 当会社は、取締役会の決議により、執行役員を置き、当会社の業務執行を委ねることができる。

当会社と執行役員の関係は、委任に関する規定によるものとする。

第7章 計 算

(営業年度)

第 27 条 当会社の営業年度は、毎年3月1日から翌年の2月末日までの年1期とし、営業年度の末日をもって決算期日とする。

(利益配当)

第 28 条 当会社の利益配当金は、毎決算期日現在の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録質権者に支払う。

(中間配当)

第 29 条 当会社は、取締役会の決議により毎年 8 月31日現在の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録質権者に対し、中間配当として金銭の分配を行うことができる。

(利益配当金等の除斥期間)

第 30 条 利益配当金及び中間配当金がその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は支払の義務を免れるものとする。 前項の未払配当金には利息を付けないものとする。

以上

ご案内

1. 第27期利益配当金のお支払いについて

銀行預金口座への振込みをご指定されている株主様

同封の「第27期利益配当金計算書」及び「配当金振込先のご確認について」をご確認ください。平成14年5月30日付をもってご指定の口座にお振込みの手続きをいたします。

郵便局でお受け取りの株主様

郵便局での払い渡しの期間は、平成14年5月30日(水)から平成14年7月1日(月)まででございますので、同封の「郵便振替支払通知書」に必要事項をご記入、ご押印のうえ、最寄りの郵便局でお受け取りください。

なお、配当金のお受け取りは、便利な「銀行預金口座振込」をお勧めいたします。同封の「配当金振込指定書」に必要事項をご記入、ご押印のうえ、下記の名義書換代理人事務取扱所までご送付ください。

名義書換代理人事務取扱所

〒168 - 0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 中央三井信託銀行株式会社 証券代行部 電話 03 - 3323 - 7111(代表)

2. 決算公告の電子化について

当社は、貸借対照表及び損益計算書を、日本経済新聞による決算公告に代えて、ホームページに掲載することといたしましたのでお知らせいたします。

当社の決算公告が掲載されているホームページアドレスは次のとおりです。

http://www.lawson.co.jp/kessan/index.html